

ノーマライゼーション条例の理念の更なる実現に向けて
～ 条例の施行状況の検討結果 ～

平成28年4月

さいたま市障害者政策委員会

目次

1. はじめに

2. 条例に基づく取組の状況と課題

- (1) 条例制定までの経緯
- (2) 条例の概要
- (3) 障害者に係る法制度等の動向
- (4) 条例の施行状況の検討の経過
- (5) 条例に基づく取組の状況及び評価
 - ① 条例について
 - ② 周知啓発の取組と課題
 - ③ 障害者差別の状況と課題
 - ④ 障害者虐待の状況と課題
 - ⑤ 誰もが共に暮らすための市民会議の評価と課題
 - ⑥ その他の意見

3. 検討結果と今後の取組

- (1) 検討結果
- (2) 今後の取組の方向性
 - ① 条例の周知啓発の一層の取組
 - ② 条例の理念実現に向けた取組の推進

4. おわりに

参考資料

1. はじめに

平成 18 年 12 月、国際連合総会において、障害者の権利に関する条約（略称「障害者権利条約」）が採択された。

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、他の者との平等を基礎とすることを前提に障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約となっている。

条約の採択を契機に、我が国においても締結に向けた国内法の整備をはじめとする諸改革を求める動きが大きくなるとなったが、地方自治体の中には、国の法整備等に先駆けて独自の障害者差別解消条例を制定する機運が高まり、本市では、平成 21 年 5 月に同条例の制定を公約に掲げた清水市長が当選し、11 月には市長のマニフェストをベースにした「しあわせ倍増プラン 2009」において、2 年以内の制定を目指すこととなった。

このような経緯を踏まえて様々な議論を重ねながら、当時の障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）から答申された条例制定に関する最終報告を受け、平成 23 年 4 月に誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（通称「ノーマライゼーション条例」）が施行され、平成 28 年 4 月で 5 年を経過することとなる。

ノーマライゼーション条例（以下「条例」という。）では、附則第 3 項において、「市長は、この条例の施行後 5 年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。」と規定されていることから、これを受け、当事者の意見等も十分反映しながら検討を進めることが重要性に鑑み、「さいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）」及び「誰もが共に暮らすための市民会議（以下「市民会議」という。）」を中心に、平成 27 年 6 月から条例の施行状況についての意見交換、検討の作業に取り組んできた。

本委員会として、これまでの議論を踏まえ、以下のとおり、条例の施行状況について評価するとともに、課題を整理し、今後の取組の方向性についてとりまとめを行うものである。

さいたま市障害者政策委員会 構成

○障害者政策委員会委員：

(委員長)	平野 方紹	立教大学コミュニティ福祉学部教授
(委員長職務代理)	斎藤 なを子	社会福祉法人鴻沼福祉会常務理事
	石井 陵子	NPO法人さいたま市障害難病団体協議会
	岡田 久実子	さいたま市精神障害者家族会連絡会
	荻原 秀史	埼玉労働局職業対策課地方障害者雇用担当官
	河崎 誠司	埼玉県障害者雇用サポートセンター
	川津 雅弘	さいたま市聴覚障害者協会会長
	河西 純恵	公募委員
	鈴木 泰子	大宮北特別支援学校PTA
	高濱 正伸	はなまるグループ代表
	滝澤 玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
	田口 秀之助	さいたま市身体障害者福祉協会会長
	遅塚 昭彦	公益社団法人日本社会福祉士会企画室長
	富田 功	埼玉親の会「麦」
	長岡 洋行	障害者支援施設「どうかん」施設長
	比嘉 千賀	大宮精神科医会会長
	日根野谷 博	公募委員
	星 和宏	浦和医師会理事
	宮部 幸子	さいたま市手をつなぐ育成会代表理事
	山崎 道子	さいたま市視覚障害者福祉協会

○行政出席者：保健福祉局福祉部障害福祉課（事務局）、関係各局等

条例の施行状況に関する検討に関する委員会等の開催経過

- 第1回障害者政策委員会（平成27年6月30日）
スケジュール、進め方について
 - 第1回誰もが共に暮らすための市民会議（平成27年7月3日）
スケジュール、進め方について
 - 第2回障害者政策委員会（平成27年10月21日）
条例の施行状況に関する意見交換
 - 第2回誰もが共に暮らすための市民会議（平成27年10月30日）
条例の施行状況に関する意見交換
 - 条例の施行状況に関する意見交換会（平成28年1月14日）
条例の施行後の市の障害者施策等の実施状況に関する意見交換
 - 第3回誰もが共に暮らすための市民会議（平成28年2月20日）
これまでの検討結果を踏まえた意見交換
 - 第3回障害者政策委員会（平成28年3月10日）
検討結果のとりまとめ
- ※障害者政策委員会と誰もが共に暮らすための市民会議での検討とあわせ、条例の施行状況に関して、広く市民からの意見募集を実施し、意見・要望を確認
- ・意見募集期間：平成27年7月17日から平成27年8月14日まで
 - ・意見提出者数：209人
 - ・意見件数：282件

2. 条例に基づく取組の状況と課題

(1) 条例制定までの経緯

本市における障害者差別解消条例は、清水市長が掲げたマニフェストをベースにした「しあわせ倍増プラン2009」において、平成22年中の条例制定に向けて取り組むこととしたことが契機とされている。

条例は障害者権利条約の方向性に沿ったもので、ノーマライゼーションの理念が一人ひとりに育まれる内容を目指すこととされ、平成21年11月に市長から当時の推進協議会（現在の政策委員会）に対し、条例に関する諮問が行われ、ここから実質的な検討がスタートした。

まず、推進協議会の部会として、諮問事項を集中的に調査・審議し、条例案に関する報告案を作成するため、学識経験者、医療、法律、福祉分野の専門家、公募委員などによる条例検討専門委員会が設置され、話し合いが重ねられた。

また、当事者を含む公募の市民が集まって意見を出し合うことを目的に、「条例について話し合う100人委員会（以下「100人委員会」という。）」を設置した。この100人委員会は、異なる障害種別の障害者、家族、福祉事業従事者などさまざまな立場の参加者が一堂に会し、全ての市民が権利の主体として意見交換を行う場として、本邦初の取組とされている。異なる立場の方々がその違いを乗り越え、さいたま市にとってふさわしい条例を目指して、相互理解を深めながら、意見交換を重ねる貴重な機会であった。

条例検討専門委員会や100人委員会と並行して、障害者差別の事例収集や関係団体（交通関係、雇用・生活、福祉サービス、教育関係）へのヒアリングが行われ、切実な実情に耳を傾け、課題の共有を図りながら、条例制定に向けた検討が進められた。

平成22年9月には、これまでの議論や論点を整理し、とりまとめた条例案が中間報告として市長に提出された。さらに条例に関して市長が市民と直接対話する「タウンミーティング」を開催するとともに、幅広い市民の方から意見を求めることを目的として条例に関するパブリックコメントを実施した。

こうした取組を重ねて平成22年12月には最終答申が市長に提出され、市議会における審議を経て、条例は平成23年4月に施行された。

(2) 条例の概要

ノーマライゼーション条例は全国の指定都市では初めてとなる障害者差別解消条例である。

この条例は、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権の主体であって、社会の一員であり、市民が尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して制定された。

条例の制定に当たっては、障害者権利条約に即して内容が検討された。障害を出来る限り包括的に捉え、障害を個人の問題とするのではなく、社会が必要な支援を提供しないことを問題とする社会モデルの考え方を取り入れている。

また、障害者権利条約で示された合理的配慮の理念を具体化するとともに、障害者の権利擁護のための仕組みを整備した。障害者差別を解消するための助言又はあっせんが行われるよう申し立てや勧告、委員会の設置に関する規定を整備するとともに、障害者虐待に対する体制の整備についての規定など現時点でも評価されるべき内容が盛り込まれている。

(3) 障害者に係る法制度等の動向

条例が施行された平成 23 年 4 月以降、国の制度も大きく変化しており、まず障害者権利条約の批准に向けて障害者基本法が平成 23 年 8 月に改正され、法律の目的規定や障害者の定義の見直しが行われるとともに、新たに地域社会における共生等や差別の禁止に関する規定が整備された。

平成 24 年 10 月には障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、障害者虐待の類型が示されるとともに、虐待通報の義務付けや障害者虐待対応の窓口等となる市町村虐待防止センターや都道府県権利擁護センターが設置されることとなった。

平成 25 年 6 月には改正障害者基本法における差別の禁止を具体化するものとして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）が成立し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等が定められた。

こうした国内の法整備の進展を受けて、平成 26 年 1 月には障害者権利条約が批准され、我が国における障害者の権利の実現に向けた一層の取組が求められることとなった。

障害者の権利擁護に関する主な動きは上述のとおりだが、この間、障害者総合支援法が施行されるとともに、改正精神保健福祉法、難病法、改正障害者雇用促進法などが相次いで成立、施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きな変化の只中にあると言えよう。

他方、この間、全国の地方自治体でもいわゆる障害者差別解消条例の制定が相次ぎ、平成19年に千葉県が条例を制定したのを皮切りに、複数の地方自治体で条例が施行されており、指定都市においても複数の自治体で検討が進んでいる状況となっている。

(4) 条例の施行状況の検討の経過

ノーマライゼーション条例には、附則第3項において、「市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。」との規定が設けられている。

法律や条例にはしばしばこうしたいわゆる「見直し規定」や「検討規定」と呼ばれる条項が置かれることがある。一般的には法律や条例の制定時に積み残した課題あるいは将来の状況の変化に対し、立法措置も含め適切な対応を取ることを確保するために設けられる規定とされている。

この規定を受け、平成28年4月に条例の施行から5年が経過することを踏まえ、本市では平成27年度中に条例の施行状況についての検討を行うこととした。条例が当時の推進協議会や100人委員会など、多くの市民参加を経て制定された経緯を踏まえれば、条例の施行状況に関する検討についても、広く市民からの意見を求め、市民参画の上で行われることが重要と考えられた。

こうした考えに基づき、具体的な検討の場として、市の障害者に関する施策に関する総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査する合議制の機関である政策委員会を中心に意見交換や議論を行うこととした。また100人委員会の後継として設置された市民会議でも同様の議論を行い、その意見も踏まえて政策委員会で更なる検討を行うこととしたものである。

こうして4ページで上述したように、条例の施行状況に関する検討に関する委員会等の開催を経て、条例の施行状況に関して、さまざまな意見が寄せられ、議論が行われた。

(5) 条例に基づく取組の状況及び評価

① 条例について

今回の検討では、条例そのものについて多くの意見が寄せられた。さいたま市が条例を制定したこと、障害者差別禁止を明文化したことなどを評価する意見が多かった。また施行後5年近くが経過し、障害福祉関係の法改正が続いたにもかかわらず、条例の内容は古びておらず、時代にそぐわないとまでは言えないとの指摘もあった。

なお、平成 28 年 4 月に施行される障害者差別解消法では条例と類似の規定や措置も講じられているが、法の基本方針によれば、法の施行後も地域の実情に即した既存の条例は引き続き効力を有し、障害者にとって身近な地域における障害者差別解消の取組の推進が望まれていることとされ、法と条例は別の法体系と整理されているところである。

他方、条例施行後に虐待防止法が施行されたことにより、条例との関係がわかりづらくなっているとの指摘も寄せられている。また、条例の内容が理念的で、現実と乖離しているという意見や条例の施行に伴い何かが変わった実感が無いという意見も多く寄せられた。

また、条例施行後に関連する法整備が進んだが、条例の理念は変わったわけではなく、関連する法律と地域の実情に応じて制定された条例のそれぞれ目的や規定された責務が果たされるよう、行政、事業所、市民が各々の役割を担っていくことが重要だという意見があったことも記しておきたい。

②周知啓発の取組と課題

ノーマライゼーション条例については、その制定過程から条例について広く市民に知ってもらうための取組として、さまざまな周知啓発活動が行われてきた。

条例の施行前には、全市民を対象に「誰もが共に地域で暮らしていけるノーマライゼーション条例（制定）に向けたシンポジウム」を開催するとともに、知的障害者向けに権利や条例について理解を深める学習会などを開催したほか、ノーマライゼーション条例WEBを市ホームページに特設するなどの周知活動を実施したところである。

条例施行後は、各区の区民まつりにおける啓発グッズの配布、Jリーグチームとのタイアップによる周知活動や手話応援の実施、ブラインドサッカーの国際親善試合であるノーマライゼーションカップの開催、障害者と健常者がスポーツを通じて交流しお互いの理解を深めるユニバーサルスポーツフェスティバルの開催などを通じて、周知啓発に取り組んできた。

また、条例を小学生にもわかりやすく説明した簡明版冊子を作成し、毎年市立小学校の6年生全員に配布するとともに、授業での活用等について配慮を依頼するなど、教育委員会と連携し、学齢期における周知にも努めてきた。

上述の取組等が一定の成果を上げているとの意見がある一方で、一般の市民はまだまだ条例に馴染みがないという意見や、障害当事者にもまだまだ知られていないとの意見も多く出されている。こうした意見を踏まえ、

政策委員会や市民会議でも更なる周知を進めるべきとの指摘が折に触れてなされており、障害当事者や関係者から大きな関心をもって取組の推進が期待されていると考えられる。

なお、同趣旨の条例を制定している広域自治体で実施した調査では条例の認知率は2割程度となっている。さいたま市の市民意識調査では、平成26年度の条例の認知率は、「条例の意味や内容なども知っている」、「制定されたことは知っている」を合わせて28%となっているが、この数字をどう捉えるかは議論があるところであろう。

③障害者差別の状況と課題

ノーマライゼーション条例の目的は、障害の有無にかかわらず、同じ市民として、個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受できる地域社会の実現を目指すこととされており、障害者差別の解消は条例の理念の実現に向けて重要かつ不可欠な取組である。

条例では、障害者に対する差別に関する申し立てがあった場合に、助言やあっせん、勧告を求めることができる「障害者の権利の擁護に関する委員会」に関する規定を定めている。また、条例の施行に当たっては、障害者差別が起こった際の相談手続についても明らかにし、周知を図るなど、これまで体制の整備に努めてきたところである。

しかしながら、実際の障害者差別の相談件数は、年間数件にとどまっており、実際の申し立てに至ったケースはこれまで該当がないといった状況である。相談件数が少ない状況についてはさまざまな理由が考えられるが、平成26年度に本市で取り組んだ障害者差別解消支援地域協議会の内閣府モデル事業における議論等によれば、相談機関の存在がそもそも知られていないという問題や相談しても必ず問題が解決されるかどうか見通しが立たないなどの理由が指摘されている。

一方で、差別の現状については、政策委員会、市民会議、条例の施行状況の検討に当たって市民から募集した意見でも深刻な意見が数多く寄せられており、切実な現場の実態が相談支援に結びついていないという課題があげられている。

④障害者虐待の状況と課題

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待の防止は極めて重要である。このため、条例では、明確な権利侵害である虐待行為を被った場合に、通報窓口を設置する

とともに、対応機関が立ち入り調査や助言指導を行う仕組みを整えるなど、障害者虐待の防止に取り組むための基本的な措置を定めることとした。

条例施行後、障害者虐待に関する相談・通報件数は増加の一途を辿り、平成23年に31件だった件数は、平成27年には71件となり、ほぼ倍増している状況である。条例施行後に成立した障害者虐待防止法の施行とも相まって、研修等を通じて障害者虐待に対する障害当事者や関係者の意識が高まってきたことなどがその背景にあると考えられる。

障害者虐待は今後もさまざまな場面で起こり得るものであり、特に施設にあっては職員が常に利用者の自己決定権の尊重を実践するとともに、施設を運営する法人が組織的に障害者虐待の防止に取り組むことが求められている。地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を着実に図りながら、普及啓発の推進に取り組むことが重要である。

⑤誰もが共に暮らすための市民会議の評価と課題

市民会議は、市民参画による条例の制定過程で大きな役割を果たした100人委員会の後継として、条例施行後の障害者に関する施策の課題について市民同士が相互に意見を交換する場として設けられた会議である。

市民会議は障害の有無にかかわらず公募により誰もが参加可能で、さまざまな障害種別の障害者、家族、福祉事業従事者などが、一堂に会して意見交換を行う場として、他自治体にはない本市独自の取組として高く評価されている。

実際に障害者政策委員会と歩調を合わせるかたちで、年3回程度開催され、これまで障害者を取り巻く課題や障害者総合支援計画に関するテーマなどについて積極的な意見交換が行われてきたところであり、さまざまな関係者の意見を吸い上げるツールとして重要な役割を果たしてきたと考えられる。

他方、この間、市民会議の参加者の固定化が進み、とりわけ障害のない市民が新たに参加していない、参加しにくいとの意見が寄せられており、この点については今後の課題となっている。

⑥その他の意見

このほか、合理的配慮・環境整備の現状や今後に関する要望、手話など意思疎通が困難な障害者に対する施策、教育、就労に関する意見などを多くいただいた。とりわけグループホームの整備や賃貸住宅への入居など居住の場所の確保に関する問題や医療機関の対応については、障害者政策委員会や市民会議でも取組の不十分さを指摘する声が多く寄せられたところ

である。また条例の施行状況の検討過程のあり方そのものについての意見が寄せられるなど、関係者をはじめとする市民の関心の高さがうかがえる結果となったことを記しておきたい。

3. 検討結果と今後の取組

(1) 検討結果

条例の施行からこれまでに条例の理念の普及を含めてさまざまな障害福祉施策に関する取組が進められ、またその取組状況に関し、障害者政策委員会を中心に意見交換や検討が行われてきた。

これまでの意見交換や検討作業を通じて共有されたのは、現時点では市民への周知を強化することや条例の理念の実現に向けた取組をさらに推進することが必要との認識であった。こうした認識のもと、今回の検討では現行の条例の規定を見直す段階ではないとの議論の整理を踏まえ、障害者政策委員会としては、条例の改正等を見直しを行う必要はないとの結論に至った。

しかしながら、市が取り組む障害者施策すべてを手放しで容認したわけではない。今後も市民から寄せられた貴重な意見や切実な思いを踏まえ、条例の周知の強化と条例の理念実現に向け、さらなる取組を進めていくことが求められる。

(2) 今後の取組の方向性

① 条例の周知啓発の一層の取組

条例そのものや条例の理念に対する理解がまだ十分ではなく、更なる周知が必要である。一般市民のみならず障害当事者が条例のことを知らないというアンケート結果や意見も踏まえて、各団体との連携やさまざまな情報媒体の活用により、市民に対し、より効果的な周知に取り組むことが必要である。

また、行政をはじめとする各支援機関の認識が深まっていないとの指摘を真摯に踏まえて、ノーマライゼーション条例の理念を基に各施策が進められるよう、市職員等に対する研修を通じてさらなる意識付けを図るべきである。

② 条例の理念実現に向けた取組の推進

条例の理念が現実と乖離しているとの意見が多く、条例の理念の実現に向け、さまざまな障害者施策や事業にこれまで以上に取り組むことが求められている。

平成28年度以降に新たな障害者総合支援計画の策定に向けた検討がスタートする。今後も条例に基づく施策を推進するため、策定にあたっては、

政策委員会、市民会議、意見募集を通じて寄せられた今回の意見を十分受け、各施策や事業を精査し、必要な取組を強化していく必要がある。

4. おわりに

本検討結果は、条例の施行状況について、主に政策委員会、市民会議、意見募集を通じて寄せられた意見をもとに検討を行ってきた成果をまとめたものである。

条例施行から5年近くが経過し、関係者の尽力により条例の理念はさいたま市民の間に一定程度浸透してきたと言える。しかしながら、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築し、障害のあるなしに関わらず安心して地域で暮らせる社会の実現のためには、条例の理念の実現のための施策に一層の取組が不可欠であることを踏まえ、障害当事者や家族、事業所等の関係者との連携等を図りながら、更なる条例の理念の実現に向けた取組の実施が求められる。

今後、さいたま市においては、本検討結果における今後の取組の方向性に沿って、新たな障害者総合支援計画の検討をはじめ、条例の理念の更なる実現に向けて必要な措置を講ずるよう要請したい。

なお、この検討結果は条例附則の規定に基づき検討を行い、とりまとめたものであるが、条例の理念の推進に当たっては、具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する障害者当事者等の参画の下、現状を検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・持続的な推進を図ることが重要である。

したがって、今後も、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会の構築を念頭に、残された課題について引き続き関係者の意見を聞きながら、少しずつでも条例の理念が浸透し、障害のあるなしに関わらず誰もが地域で生活できる社会の実現に向け、行政、事業所、障害当事者及び家族その他の関係者が、条例に規定する責務を踏まえ、たゆまぬ努力を積み重ねていくことが求められる。

参考資料

ノーマライゼーション条例の施行状況に関する意見募集結果

1 意見募集期間

平成27年7月17日（金）から平成27年8月14日（金）まで

2 意見募集の方法

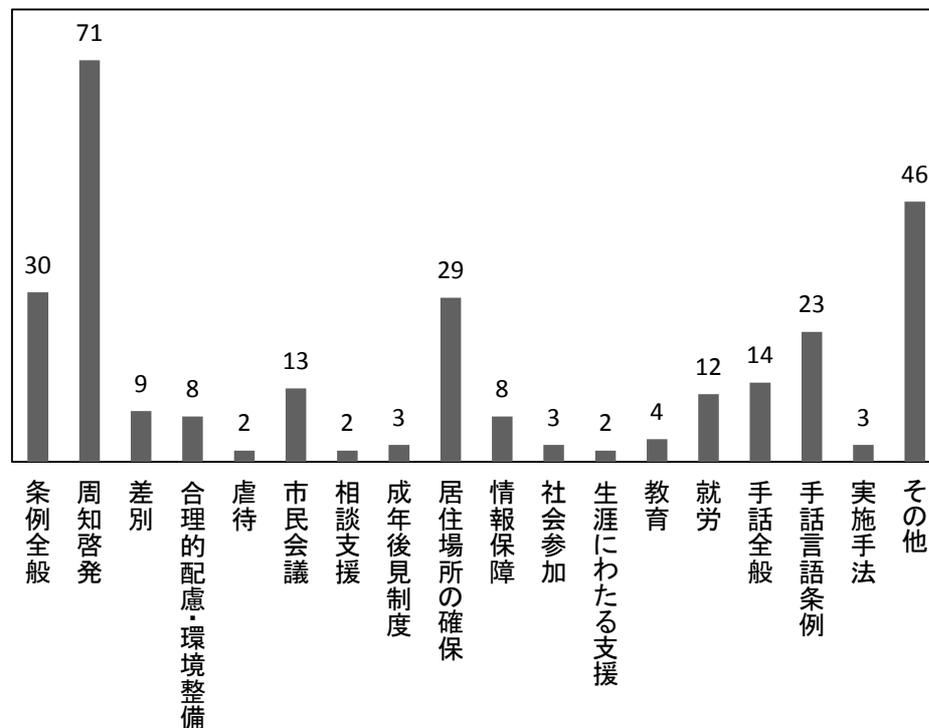
障害者政策委員会委員及び市民会議参加者への案内、障害者協議会への案内、市ホームページへの掲載

3 意見の提出方法

ホームページ、郵送、ファクシミリ、持参

4 提出された意見の概要

- (1) 意見提出者数 209人
- (2) 意見件数 282件
- (3) 意見の分類



ノーマライゼーション条例の施行状況に関する意見（提出期限8月14日）

平成23年4月にノーマライゼーション条例が施行されてから現在までの状況について、思っていることや感じていることなど、ご意見がございましたら、ご記入ください。

<p>項目</p>	<p>※ご意見を提出したい項目に○を付けてください（複数可）</p> <p>条例全般・周知啓発・条例の理念や定義等・差別に関する事、合理的配慮に関する事・虐待に関する事・市民会議・相談支援・成年後見制度・居住場所の確保・意思疎通が困難な障害者に対する施策・社会参加・生涯にわたる支援・保育及び療育・教育・就労・地域自立支援協議会・国の法制度の動向・</p> <p>その他（ ）</p>
<p>ご意見の内容</p>	

※個々のご意見について、市から直接回答することはありませんのであらかじめご了承ください。

＜ご意見を提出された方についてご記入ください＞

<p>（氏名）</p>	<p>（所属組織） ※会社名、学校名等又は職業等</p>
<p>（住所）</p> <p>〒 —</p>	<p>（電話番号）</p> <p>（ ） —</p>

ご協力ありがとうございました。郵送、FAX、電子メールなどで以下のところにご提出ください。

提出先：さいたま市保健福祉局福祉部障害福祉課ノーマライゼーション推進係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL：048(829)1306 FAX：048(829)1981 E-mail：shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp

市民から寄せられた主な意見の内容

(実施期間 7月17日～8月14日)

1. 条例全般

- ① 障害者差別解消法と比較し、障害者差別禁止を明文化した条例の内容を高く評価。
- ② 条例の内容は他市と比較しても素晴らしいのではないかと。この条例をこのまま大切にしてほしい。
- ③ 条例は単に理念ではなく、障害のある人や家族の生活の質を高めるものでなくてはならないと考える。
- ④ 条例の謳い文句は美しく理想的だが、現実との乖離があるのではないかと。
- ⑤ 条例が施行されてから何かが変わったという実感はない。
- ⑥ 条例は理念が先行しており、具体性がないためわかりにくい。
- ⑦ ライフステージの変わり目で支援が途切れることのないよう生涯にわたる支援の内容について条例の見直しを行うべき。
- ⑧ 条例の第3章の内容については権利条約と比較して更なる議論を行うべき。
- ⑨ ノーマライゼーション条例を基本とし、障害別の条例を検討すべきではないかと。

2. 周知啓発

- ① 条例が施行されても浸透まで一定の時間がかかるのはやむを得ない。
- ② ノーマライゼーションという言葉に馴染みのない人が多い。
- ③ 条例が市民に浸透していないとの指摘があり、条例の更なる周知を進めるべきではないかと。
- ④ 障害者にも条例が周知されておらず、一般の方も含めて更なる周知が必要ではないかと。
- ⑤ 行政をはじめとする各支援機関に対する条例の周知啓発を進める必要があるのではないかと。
- ⑥ 条例は支援者にとっての羅針盤にもなっており、条例に関する周知を支援者に対しても進めていくことが必要。
- ⑦ 条例の簡明版冊子は大変よくできており、学校の授業で活用し、子ども同士の意見交換が行われることを期待。

3. 差別

- ① 差別を受けても声をあげることのできない障害者の声を聞いてほしい。
- ② 条例が現実の障害者差別解消に役立っているのか実感が薄い。
- ③ 障害者や障害そのものについての理解や経験不足が差別につながっているのではないか。
- ④ 病気のことを公然と話せないなど、障害者を取り巻く環境はまだ依然として厳しい状況に変わりはない。
- ⑤ 完全看護のはずなのにもかかわらず、障害を理由に入院時の付き添いを求められるなど、理解が不足しているのが実態。
- ⑥ 精神障害者が救急医療を拒否されている実態があるのではないか。

4. 合理的配慮・環境整備

- ① 歩道の段差、点字ブロック上の駐輪、路上での販売品の陳列など、環境整備や合理的配慮の課題が多い。
- ② 公的機関周辺を除き、バリアフリー化がまだまだ進んでいないのではないか。
- ③ 一般の小売店や飲食店ではまだまだバリアフリー化が進んでいない。
- ④ 目に見える部分の合理的配慮が優先されているが、目に見えない障害についても配慮が必要。
- ⑤ 合理的配慮についてどのように周知していくのか検討が必要ではないか。

5. 市民会議

- ① 市民会議はさまざまな関係者の意見を吸い上げるツールとして重要な役割を果たしているのではないか。
- ② 障害者施策の推進や意見聴取の場として市民会議は大きな役割を果たしている。
- ③ 市民会議で他の障害種別の方の話聞くのは大変勉強になるが、一般の方の参加が少ない。

6. 相談支援

- ① ノーマライゼーション条例が制定されたことにより、障害のある人の権利擁護にかかわる支援が、施行前に比べて進めやすくなった。
- ② 計画相談の導入にあたっては当事者・家族・支援者に混乱があったことも否めないが、今後、制度の運用についての検証が必要ではないか。

7. 居住の場所の確保

- ① 親亡き後の不安を取り除くためにも、居住場所の確保や成年後見制度の充実を図るべきではないか。
- ② 親の高齢化に伴い、居住の場の確保の問題が深刻となっている。ホームの整備にとどまらず、職員の育成や処遇改善にも取り組むことが必要ではないか。
- ③ グループホームや賃貸住宅への入居など、居住場所の確保については多くの意見があることを踏まえて施策を進めるべき。
- ④ 条例があるにもかかわらず、精神障害者に対するアパートの賃貸契約拒否など、差別が横行しているため、周知を徹底していくことが必要ではないか。
- ⑤ 居住の場の確保では、現実の不動産の対応は条例の内容と乖離しているように感じられる。
- ⑥ 居住場所の確保の観点から、「優先賃貸」を行う業者にインセンティブを与える施策を検討するべきではないか。

8. 意思疎通が困難な障害者に対する施策

- ① 健聴者も子どものころから手話を学ぶことが当たり前となる社会環境を実現すべきではないか。
- ② 手話を早期から教育の中で覚え始める取組が必要ではないか。
- ③ 手話通訳の利用時間をさらに増やす必要があるのではないか。
- ④ 職場で筆談に応じてもらえないなど、声を上げられない聴覚障害者の現状を理解すべきではないか。
- ⑤ ノーマライゼーション条例と別に手話言語条例を制定する必要があるのではないか。
- ⑥ 聴覚6級だが、ろう者も含め、老人性難聴や手帳を取得していない難聴者のために、講座等におけるパソコンテイクを推進すべきではないか。
- ⑦ 聴覚障害者向けに視覚による情報保障をより充実すべきではないか。
- ⑧ 視覚障害者への情報提供施策として、デイジー方式による音声資料化を推進していくことが必要ではないか。

9. 教育

- ① 共生社会に向けてインクルーシブ教育などの新しい概念が出てきたが、学校現場への浸透はまだまだであり、研修などを通じて誰でもわかる授業づくりにもっと取り組むべきではないか。

- ② 障害への理解を深めるためには、早期の教育の機会や身近な場所での普及啓発などが必要ではないか。

10. 就労

- ① 就労は人生の中でも高い割合を占めているが、障害者の職業選択の幅は狭く、支援が必要。
- ② 障害者にとって希望する職種への門戸が狭い。自分に見合った職種と就労条件での雇用が保障されるべきはないか。
- ③ 精神障害者が就職活動をする際に企業からまともに取り合ってもらえないことが多く、就労支援が必要。
- ④ 市の障害者雇用を身体障害に限定している点など、採用条件の現状は条例の条文に照らして差別と判断せざるを得ないのではないか。
- ⑤ 特別支援学校に入学する生徒数が増えているが、卒業者に見合った就労先が増えていない。一般就労を続けられる環境の整備が必要。

11. その他

■実施手法

- ① 条例の施行状況の検討に当たっては障害者政策委員会や市民会議における十分な議論が必要ではないか。
- ② 条例の施行状況の検討に当たってはワーキンググループを設置するなどした上で、これまでの福祉施策も踏まえて検討を行う必要があるのではないか。
- ③ 障害者団体の役員や事業所の代表からの意見だけでなく、組織に所属していない一般の障害者へのアプローチを工夫する必要があるのではないか。

■その他

- ① 65才になると介護保険の適用が優先されるが、必要な障害サービスが必要な時に受けられることが重要ではないか。
- ② 障害について一般の人への理解を進めるとともに、障害者自身も自分のことを理解し、自分に甘んじることなくまわりの環境に合わせることも重要。
- ③ 施策全体を俯瞰することも大切だが、もっと障害者個々の困難に目を向ける必要があるのではないか。
- ④ 障害者の親の高齢化により、今後、障害者が親を介護する問題も出てくる。
- ⑤ 要援護者名簿は事前に開示し、障害特性を把握しておかないと民生委員や家族は安心できないのではないか。

障害者政策委員会（6月30日）における主な意見

1. 条例全般

- ① 100人委員会を通じて市民参加により条例をつくりあげた経緯には大きな意味がある。
- ② 条例の理念はすばらしいと思うが、実質的な部分にも目を向けることが必要ではないか。
- ③ 条例や法律などの理念はすばらしいが、現実には視覚障害者が一人で暮らしていけるような状況ではない。
- ④ 条例は事業所と行政が権利侵害について共通認識を持てる拠り所となった。
- ⑤ 虐待防止法と比較して、条例についての市内の事業所の認知は高くない。法律ができたため、かえって条例のことがわかりにくい部分があるのではないか。
- ⑥ 条例施行後に関係する法令等が整備されると条例の位置付けがあいまいになる面は否定できない。条例で実体的に物事を動かすというよりは、虐待防止や差別禁止などに関するさいたま市の理念を示すことが条例の役割となるのではないか。
- ⑦ 条例が施行されて数年で障害福祉の分野が大きく変わったわけではないが、10年から20年のスパンで見れば、相当変わっているのではないか。

2. 周知啓発

- ① 条例の施行状況の検討の機会を通じて、広く意見を求め、もう一度条例の意味を考え、一層の周知を図ることが重要ではないか。
- ② 条例の周知啓発に用いる資料の一例として、教育的にもっと簡単に理解できる資料があってもいいのではないか。

3. 差別

- ① 精神障害者の医療機関受診拒否の問題など、条例の理念にそぐわない実態があり、条例の理念が各方面に行きわたっていないと感じる。

4. 意思疎通が困難な障害者に対する施策

- ① 視覚障害者は情報弱者であり、さまざまな文書のデイジー化を進めるべき。

5. 社会参加

- ① 納税している障害者といえど、障害を理由として移動支援の自己負担などさまざまな費用負担がある。福祉タクシー券など社会活動における移動権に対する配慮が必要。

6. 教育

- ① 知的障害を対象とした市立の特別支援学校がないため、県立の特別支援学校の定員や教室の不足は深刻。

7. 就労

- ① 一般企業では条例のことはほぼ話題にならないが、障害者雇用を進める企業を中心に合理的配慮に対する意識の高まりが期待される。

8. その他

- ① 居住の場の確保のほか、合理的配慮や意思決定支援についての検討が必要ではないか。
- ② これまでの国の法制度等の変遷に合わせて随時条例の見直しを行うことが必要ではなかったか。
- ③ 条例についての理解を深めるため、当事者も含めた小委員会等を開催し、十分な意見交換の時間を確保する必要があるのではないか。
- ④ 障害者政策委員会と市民会議の関連性を十分考慮して、委員会や会議の日程を設定すべきではないか。
- ⑤ 65 歳以上の高齢障害者にとっては多くのサービスが介護保険から給付されるため、障害福祉制度より介護保険制度に対する関心が高いのが実情。
- ⑥ 障害者総合支援法の施行により難病患者がサービス利用の対象となり、また対象疾患も拡大するなど、サービス利用の環境が整ってきた面もあるのではないか。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

平成23年3月4日

条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等（第9条—第15条）

第2節 障害者への虐待の禁止等（第16条—第21条）

第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援（第22条—第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

誰もが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、及び参画する権利を有している。これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらない。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指している。

その目指す社会は、人として生まれながらに持つ権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。市民は、障害の有無にかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。

ここに、市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害 次に掲げるものをいう。

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神

障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害

イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態

(4) 障害者 次に掲げる者をいう。

ア 前号アに掲げる障害がある市民

イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民

(5) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

(6) 養護者 障害者を現に養護する者であつて、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。

(7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。）をいう。

(8) 差別 次に掲げる行為をいう。

ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。

イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為

(7) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

(4) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。

(5) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。

ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為

(7) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。

(4) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。

(5) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。

エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けすることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。

(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。

ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。

ウ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。

(10) 後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であつて、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。

2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。

3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）

に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

(計画の策定等)

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

2 政策委員会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。

(市民相互の意見交換等)

第7条 市長は、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。

2 市長は、前項の規定により交換された意見を政策委員会に報告しなければならない。

(顕彰)

第8条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

第9条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(申立て)

第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。）から当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分を取消し若しくは変更又は行政庁の行う事実行為（同法第2条第1項に規定する事実行為をいう。）の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。)

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

(事案の調査)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

（助言及びあっせん）

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めものとする。

2 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

3 委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第13条 委員会は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。

（公表）

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

（委員会の設置等）

第15条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関係する団体の代表者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 障害者への虐待の禁止等

(虐待の禁止)

第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第17条 市民並びに事業者及び関係機関（これらの従業員を含む。）は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報を受けた場合の措置等)

第18条 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、相談支援事業者と連携し、虐待を受けたと思われる障害者の安全確認を速やかに行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者自立支援法その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

(立入調査)

第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(体制の整備)

第20条 市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備するものとする。

2 市は、虐待された障害者又はその保護者若しくは養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。

(虐待防止の取組状況の公表)

第21条 市長は、毎年度、虐待の通報の件数、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。

第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援

(障害者等への総合的な支援等)

第22条 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

2 障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する事業を行う事業者及び社会

福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を営業者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。

- 3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

(成年後見制度等の利用の支援等)

第23条 市は、後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

- 2 市は、成年後見制度及び前項の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。

(障害者の居住場所の確保等)

第24条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。

- 2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。

(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

第25条 市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

- 2 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。
- 3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。

(障害者の社会参加の機会の拡大)

第26条 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。
- 3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

(生涯にわたる支援)

第27条 市は、乳幼児であるときから生涯にわたって障害者とその心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(障害者への保育等の実施)

第28条 市は、障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(障害者に対する包括的な教育の実施等)

第29条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育(それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。)を実施しなければならない。

2 市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。

4 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(障害者の就労支援)

第30条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

2 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

(自立支援協議会の設置等)

第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援(次項において「地域生活支援」という。)に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設置する。

2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。

(1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。

(2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。

(3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。

(4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。

3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 相談支援事業者の代表者

(3) 事業者の代表者

(4) 障害者に関係する団体の代表者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定の施行の前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。